



流山市監査委員告示第15号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市議会議長及び流山市上下水道事業管理者から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年11月29日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流議第273号
平成30年9月27日

(宛先) 流山市監査委員

流山市議会議長 秋間 高義



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

| | | | |
|----------|-------------------|-----------------------------|--|
| 報告年月日・番号 | 平成30年2月15日・流監第77号 | | |
| 監査の種別 | 定期監査・行政監査 | | |
| 部 課 等 名 | 区分 | 指摘事項等 | 措置事項 |
| 議会事務局 | 指摘 (7) | 過年度分の支払漏れがあった。支払事務の改善を図りたい。 | <p>支払い漏れを防ぐため、委託先および事務局双方で改善を図りました。</p> <p>委託先においては、今回請求漏れのあった委員会の会議録データ加工作業については、本会議の作業と分けて行うようにし、これまで会議ごとに作成していた確認リストを1か月単位にし、原稿提出から会議録検索システムデータ更新までの流れを、会議録調整担当、検索システムデータ加工担当、営業担当の3者で行うよう改善しました。</p> <p>事務局においては、伝票処理記録表の確認項目を増やし、対象会議の実施から支払完了までの途中経過を随時記録し、さらにその確認を複数人で行うよう改善しました。</p> |

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。